

# 資料 1 策定体制

## 1 三次市総合計画審議会

### (1) 経 過

	年月日	事 項	備 考
平成25年	7月19日	第1回三次市総合計画審議会	総合計画の策定について審議
	8月23日	第2回三次市総合計画審議会	三次市総合計画骨子（案）について審議
	10月 4日	第3回三次市総合計画審議会	まちづくりの基本的方向と取組の方針について審議
	11月20日	第4回三次市総合計画審議会	三次市総合計画（素案）について審議
平成26年	1月29日	第5回三次市総合計画審議会	三次市総合計画（案）について審議
	2月 6日	第6回三次市総合計画審議会	三次市総合計画（案）の最終審議と答申内容のとりまとめ
	2月12日	三次市総合計画審議会 答申	

### (2) 答 申

平成26年1月29日付け三次地企発第5007号で諮問のありました三次市総合計画（案）について、審議の結果、計画内容は適当なものと認め、三次市総合計画審議会条例（平成16年三次市条例第290号）第2条の規定に基づき、次の意見を付して答申します。

### 【意 見】

#### 1 人口減少・少子高齢社会への挑戦

まちづくりの基本はひとづくりである。次世代を担う子どもたちへの支援やふるさとに誇りと愛着をもつ教育の充実、市民のチャレンジ・活躍の支援など、市民の力が最大限発揮されるひとづくりと、市民や団体、企業、行政など多様な主体のネットワーク化に取り組み、人口減少・少子高齢社会に挑戦するまちづくりを進められたい。

#### 2 女性や高齢者の活躍の促進

少子高齢化が進行する中で、様々な分野の活動の担い手として、女性や高齢者のますますの活躍が期待される。女性や高齢者の力が発揮される環境づくり、活躍促進の取組を強化し、活力あるまちづくりを進められたい。

#### 3 拠点機能の維持・向上と特性・個性を活かした地域づくりの推進

中国横断自動車道尾道松江線の開通など、本市の拠点性の高まりを活かした地域産業の活性化や集積した機能の活用を通じて、地域間の連携を強化し、広域的な視点での拠点機能の維持・向上に努められたい。

また、歴史・伝統・文化などを大切にしながら、住み慣れた地域に暮らし続けることができるよう、地域生活拠点の機能を確保するとともに、定住につながる取組とそれぞれの地域の特色を活かした地域づくりを進められたい。

#### 4 「参加」と「行動」のまちづくりの推進

市民まちづくり塾や住民自治組織との意見交換など、計画策定の取組をふまえ、計画の実現に向けて、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが「参加」し「行動」する、まちづくりを進められたい。また、PDCAサイクルの各過程において、それぞれの役割分担を明確にしながら、市民が参画できるしくみづくりを進められたい。

#### 5 計画の周知

この計画がしっかり共有されるよう、市民に分かりやすく読みやすい冊子を作成されるなど、市民に対して、計画の内容を十分に周知するよう努められたい。

#### 6 計画の進行管理

本計画の進行管理については、検証を着実にを行い、成果の確認に努めるとともに市民への説明責任を果たし、計画の推進を図ることを求める。

以上のほか、審議の過程で表明された具体的な意見等についても十分に検討され、今後の市政運営に活用されたい。

(3) 三次市総合計画審議会委員名簿

番号	区分	氏名	団体名・職名等	備考
1	各種団体	安藤 由子	国際ソロプチミスト三次会員	
2	各種団体	伊藤 優子	三次市文化連盟理事	
3	各種団体	岩崎 積	青少年育成三次市民会議会長	
4	各種団体	小林真理子	三次市PTA連合会会計	
5	各種団体	小山 理恵	三次市保育所保護者会連合会監査	
6	各種団体	田原 和彦	三次広域商工会会長	
7	各種団体	田村 眞司	三次市住民自治組織連合会会長	
8	各種団体	田村 武敏	三次市社会福祉協議会会長	
9	各種団体	富野井利弘	三次農業協同組合代表理事専務	
10	各種団体	信國 秀昭	一般社団法人三次市観光協会会長	
11	各種団体	邊見 俊宗	三次地方森林組合代表理事専務	
12	各種団体	細川喜一郎	三次商工会議所会頭	職務代理者
13	各種団体	前田 茂	財団法人三次市教育振興会理事長	
14	各種団体	箕田 英紀	三次市公衆衛生推進協議会会長	
15	各種団体	村山 朋子	三次市女性連合会理事	
16	各種団体	安信 祐治	三次地区医師会理事	
17	各種団体	山岡 克巳	財団法人国際交流協会副会長	
18	関係行政機関	猪森 正一	国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所所長	
19	関係行政機関	清本 久子	広島県北部厚生環境事務所・ 保健所保健課課長	
20	学識経験者	伊藤 敏安	広島大学教授	会 長
21	学識経験者	脇本 修自	日本赤十字広島看護大学事務局長	
22	学識経験者	西本 寮子	県立広島大学教授	
23	その他	岡崎 薫	市民まちづくり塾1 副座長	
24	その他	馬場 博通	市民まちづくり塾2 座長	
25	その他	深水 顕真	市民まちづくり塾3 座長	
26	その他	升井 紘	市民まちづくり塾4 座長	
27	その他	田村 謙宗	市民まちづくり塾5 副座長	
28	その他	月橋 寿文	市民まちづくり塾6 座長	
29	その他	的場 由樹	市民まちづくり塾 委員	
30	その他	正光 祐希	市民まちづくり塾 委員	

#### (4) 三次市総合計画審議会条例

平成16年9月28日条例第290号  
改正 平成20年6月26日条例第23号  
平成20年12月19日条例第40号

(設置)

**第1条** 三次市総合計画及び国土利用計画の策定に関する事項を調査及び審議するため、三次市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議を行い、答申するものとする。

- (1) 三次市総合計画の策定に関する事項
- (2) 国土利用計画の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体の役員又は職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

**第5条** 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見

を述べさせることができる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、地域振興部企画調整課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年条例第23号）

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第40号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## (5) 三次市総合計画審議会運営規則

平成16年9月28日規則第216号  
改正 平成20年7月8日規則第21号  
平成21年3月25日規則第3号

(趣旨)

**第1条** この規則は、三次市総合計画審議会条例（平成16年三次市条例第290号）第8条の規定に基づき、三次市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の互選)

**第2条** 会長の選出は、単記無記名の投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。この場合において、得票数の同じ者が2人以上あるときは、抽選によって当選人を定める。

2 前項の規定にかかわらず、委員中に異議のないときは、会長の選出につき指名推薦の方法を用いることができる。

(会長及び委員の退職)

**第3条** 会長がその職を辞任しようとするときは、審議会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、会長を経てその旨を市長に申し出なければならない。

(審議会の招集等)

**第4条** 会長は、審議会を招集する場合は、その旨を市長に報告しなければならない。

(欠席の申出)

**第5条** 委員は、審議会に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(会議の議長)

**第6条** 審議会の議長は、会長をもって充てる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、議長の職務を代行する。

(専門部会)

**第7条** 審議会に次の専門部会を置くことができる。

- (1) 元気な人づくり部会
- (2) 元気な地域づくり部会
- (3) 元気な産業づくり部会

2 専門部会は、その分野について調査審議を行う。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会において互選する。

4 部会長は、会長の承認を得て専門部会を随時招集し、その調査審議した事項を取りまとめて審議会に報告する。

(市職員の出席)

**第8条** 市長その他関係ある市の職員は、審議会に出席して発言することができる。

(審議会の幹事等)

**第9条** 審議会に幹事を置き，地域振興部企画調整課長をもって充てる。

2 審議会の庶務は，幹事の指揮のもとに地域振興部企画調整課において処理する。

(会議録)

**第10条** 審議会は，会議録を備えておかなければならない。

2 会議録には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催及び閉会に関する事項
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 出席した市の職員の氏名
- (4) 会議に付した事件
- (5) 議事の経過の要点
- (6) 前各号に掲げるもののほか，議長において必要と認めた事項

3 会議録には，議長及び議長の指名する委員2人が署名しなければならない。

(その他)

**第11条** この規則に定めるもののほか，必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第21号）

この規則は，平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第3号）

この規則は，平成21年4月1日から施行する。